テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～ 課 題 ～ 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	～ 対 策 ～ 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の関与	個々の取り組み H23	H24	H25	H26～	進捗状況	目指すべき姿	課名
		【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策									
1 災害時要援護者の支援体制の整備	◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置状況(H23.7.31現在) ・設置済みまたは同等の集まりがあるのは12市町村(設置予定及び検討しているのは8市町村、設置予定未定 14市町村) ◆災害時要援護者避難支援プランの策定状況(H23.7.31現在) ＜全体計画＞ ・策定済:27市町村 未策定:7市町村 ＜個別計画＞ ・策定済:2市町 策定中:23市町村 未着手:5市町 ◆災害時要援護者台帳の整備状況(H23.7.31現在) ・整備済:10市町村 整備中:23市町村 未着手:1村	【これまでの課題】 ◆南海地震対策行動計画では、市町村での災害時要援護者支援連絡協議会の設置率を、平成23年度までに100%とすることを目標としているが、設置が進んでいない。 ◆避難支援プランの策定や要援護者台帳の整備について、未着手の市町村も多く、取り組みの加速化が必要。 ◆特に個々の要援護者の個別避難プランの策定が進まないのは、人口減少・高齢化に伴い災害時における避難支援者やボランティアの確保が困難であることも背景にある。	【これまでの対策】 ◆市町村に対する避難支援プランの策定に関する研修会等の開催 ◆要援護者台帳の整備に活用可能な補助メニューの周知 ◆地域福祉計画の策定、実践活動の推進による,要援護者を地域で支援する、地域の支え合いの再構築	市町村	支援	市町村に対する研修会の開催、プランの策定への支援 市町村における地域福祉計画の策定、見直し 市町村における要援護者支援連絡協議会の設置 避難支援プランの策定 全体計画の策定・見直し 個別支援計画の策定・更新 要援護者台帳の整備				◆市町村に対する研修会を8/29に予定 ◆6市町で地域福祉計画を策定済（うち２市で見直し予定）H23年度末には20市町村で策定予定 ◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置（H23. 3. 31) ↓ 設置済又は同等の集まりがあるのは12市町村（設置検討8市町村）	災害時要援護者避難支援プランの策定状況(H23..3.31現在) <全体計画＞ ・策定済 26市町村 策定中 8市町村 ※H23.7に黒潮町で策定済 ＜個別計画＞ ・策定済 2市町 策定中 27市町村 未着手 5市町 災害時要援護者台帳の整備状況(H23.3.31現在) ・整備済 10市町村 整備中 23市町村 未着手 1村 ◆災害発生時における、地域での要援護者に対する迅速かつ確実な支援体制の確立	地域福祉政策課
		【新たに見えてきた課題】 ◆大津波から要援護者を迅速に避難させるための避難場所や避難手段の検証及び見直し	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆津波到達時間が短い場合など、想定されるケース別のシミュレーション ◆市町村や各社会福祉施設と連携した対応策の検討	市町村	支援	南海地震対策等に関する市町村課題検討会における検討	必要に応じて、避難場所や手段の見直し			◆H23年度南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、「避難場所」「災害時要援護者対策」を協議テーマとして検討する。	※「南海地震対策行動計画」項目80 ◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置率 100% （平成23年度）	
		【新たに見えてきた課題】 ◆災害発生後において、在宅での支援を必要としている要援護者へのきめ細かな対応が必要	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆民生委員等による地域での見守り支援 ◆あったかふれあいセンターなど、地域の拠点となる場所での相談機能の強化 ◆地域福祉計画の策定、実践活動の推進による,要援護者を地域で支援する、地域の支え合いの再構築	民生委員等 市町村 社協等	啓発・助言	民生委員等による地域での見守り支援、地域の拠点場所での相談機能の強化				◆民生委員と市町村との意見交換会の実施状況の調査を実施。開催内容を検証し、実効ある意見交換会の実施を検討する。		
2 福祉避難所の整備	◆福祉避難所の指定・協定状況(H23.7.31現在) ・9市町村 28ヶ所 ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.8) ・周知 ◆福祉避難所として利用可能な施設調査結果の公表(H22.9、H23.3) ◆H16年度までは，地域交流スペースの整備に係る国庫補助あり。	【これまでの課題】 ◆福祉避難所の指定の必要性に対する認識が浸透していない。 ◆各市町村において避難支援プランの策定が進んでいないことで、対象者の情報を市町村が十分に整理できておらず、適切な支援のできる施設等の選定に至っていない。 ◆必要な備蓄物資やベッドの確保、地域交流スペース等の施設の改修等が必要となる場合がある。	【これまでの対策】 ◆福祉避難所として利用可能な施設の情報提供 ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の周知 ◆市町村担当者会での説明及び指定・協定促進の依頼 ◆活用可能な補助メニューの周知 【修正追加すべき対策】 ◆地域交流スペース整備の財政的支援について、国への提言を検討	市町村 県	支援 政策提言	HPなどによる利用可能な施設の情報提供 福祉避難所の指定・協定に向けた支援(ガイドライン、説明会等) 国への政策提言 (地域交流スペースの整備補助) 福祉避難所の広域調整スキームの検討	地域交流スペースの整備の促進			◆福祉避難所の設置状況（H23. 7. 31) ↓ 9市町村28施設で指定・協定済（22市町村で検討中） ◆市町村に対する研修会を8/29に予定 ◆6/10に国に対し、「防災拠点型地域交流スペース」の整備について、政策提言を実施	◆一般の避難所では生活できない特別な配慮を要する要援護者が安心して避難できる避難場所の提供 ※「南海地震対策行動計画」項目81 ◆平成23年度までに、福祉避難所マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 ◆平成23年度までに福祉避難所として利用可能な施設の把握 調査率100% ◆平成23年度までに介助員等の人材確保の方法等の検討	地域福祉政策課
		【新たに見えてきた課題】 ◆福祉避難所での避難生活が長期化した場合の対応	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆専門職等の人員の確保ができる体制の構築	県	啓発・助言	・他県や社会福祉施設団体等との応援協定等の検討 ・関係機関への要請				他県事例の把握の検討（予定）	※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 地域福祉政策班 ◆避難場所の運営支援	

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～ 課 題 ～ 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	～ 対 策 ～ 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策	実施主体	県の関与	個々の取り組み H23 / H24 / H25 / H26～	進捗状況	目指すべき姿	課名
3 社会福祉施設の総合的な防災対策	◆土砂災害等危険区域や、耐震構造の有無は把握している ◆施設の場所を地図に記載し、浸水区域の有無などを確認	【これまでの課題】 ◆社会福祉施設の防災対策等の状況の把握	【これまでの対策】 ◆施設への実地指導時に防災対策の確認及び助言などを実施する	県	直接	実地指導時に防災対策の確認、助言を実施（H23～H26～） 防災対策への補助（H23）	◆実地指導時に実施中	◆全ての社会福祉施設で、施設の実情に応じた防災対策が整備され、定期的に訓練が実施されている	
	◆東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、東南海・南海地震防災対策計画の策定とそれに基づく避難訓練の実施について実地指導において確認 防災対策計画策定届出施設数 145/153施設(H23.5.6現在)	【新たに見えてきた課題】 ◆社会福祉施設の総合的な防災対策情報の網羅及び総点検の実施 ◆施設側の防災対策の促進 ◆地震等が発生した場合の注意喚起及び状況を速やかに確認するための情報の整理 ◆津波が想定される区域にある施設の安全性の確保 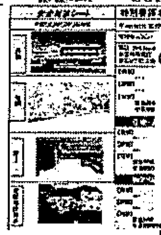 ○安全対策シート ・津波、土砂災害等警戒区域の有無 ・耐震構造の有無 ・防災設備の種類 ・災害時の避難先 ・飲料水の備蓄状況 ・緊急時の連絡先 など 現状分析	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆社会福祉施設の安全対策シートの作成 ◆社会福祉施設の総合的な防災対策への支援 ◆移転改築を含めた検討 【課題への対策】 (県) ◆施設の総合的な防災情報の把握 ◆防災対策の指導、助言、支援 ◆浸水被害のない場所への移転対策の検討 ◆施設の立地抑制(検討) ※山口県は要綱による抑制(H22.7) (施設) ◆必要な防災対策の実行	県 社会福祉施設	直接 政策提言 指導・助言	安全対策シートの作成（H23） 施設へのフィードバックに基づく施設の防災対策の支援(施設に対して指導・助言)（H23～H26～） 移転改築の検討（H23～H26～） 国への提案・要望 (移転改築の場合の補助率の嵩上げ)（H23～H24）	◆事業者から提案書の提出(8/26) ◆プロポーザル審査会(9/5)		高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
4 社会福祉施設の地震防災対策マニュアルの作成・見直し	◆高齢者施設 作成率 81.5% 243/298施設(H23.3.31現在) ◆障害児・者施設 作成率 66.2% 49/74施設(H23.3.31現在) ◆児童養護施設等 作成率 90.9% 10/11施設(H23.3.31現在)	【これまでの課題】 ◆マニュアル未作成施設の早期策定と既存施設マニュアルの点検及び見直し	【これまでの対策】 ◆施設マニュアルの策定あるいは既存施設マニュアルの点検・見直しと併せ、「社会福祉施設における災害対応マニュアル(風水害対策編)」に沿った項目の追加指導等	社会福祉施設	指導・啓発・助言	施設マニュアル作成率 100% 施設マニュアル作成（H23） 定期的なマニュアルの見直し（H24～H26～） マニュアル策定 → 訓練実施 → 結果検証 → 変更検討	◆施設マニュアルの作成を個別に指導	◆各施設においてマニュアルに基づく訓練の実施などにより、地震防災対策等の充実強化が図られている。	
		【新たに見えてきた課題】 ◆東日本大震災を踏まえて、津波対策を中心に県マニュアル(指針)の見直しの検討	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆部内のワーキングによる「社会福祉施設地震防災対策マニュアル」(指針)の見直し(H23.4.18～) ◆見直し後の県マニュアル(指針)の周知 ◆施設が作成するマニュアルの見直しへの支援	県 社会福祉施設	直接 支援	部内のワーキングによる「社会福祉施設地震防災対策マニュアル」(指針)の見直し 県マニュアル(指針)の見直し（H23） 見直し後の県指針の周知・各施設マニュアル見直しへの支援（H24～H26～）	◆これまでに4回のWGを開催し事業実施に向けた検討 ◆事業者から提案書の提出(8/26) ◆プロポーザル審査会(9/5)	※「南海地震対策行動計画」 項目83 高齢者関係施設 障害者関係施設 児童関係施設 マニュアル作成率100% (平成26年度まで) 平成成23年度までにマニュアル作成率75%	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
5 社会福祉施設における訓練の徹底	各社会福祉施設において、消防法の規定で定められた消防計画及び、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対策計画に基づく避難訓練の実施を指導	【これまでの課題】 ◆一部の施設で計画に基づく訓練が適切に行われていないことがあった	【これまでの対策】 ◆計画に基づく定期的な訓練の実施を指導	社会福祉施設	指導・啓発・助言	定期的な訓練の実施を指導（H23） 定期的に計画の見直しを指導（H24～H26～） 計画策定 → 訓練実施 → 結果検証 → 変更検討	◆実地監査において、訓練実施状況を確認。必要な指導・助言を行った。 監査実施済施設数(7月末現在) 指導監査予定286施設のうち65施設	◆定期的な訓練の実施	
		【新たに見えてきた課題】 ◆津波被害想定を見直すことによって津波からの避難計画を抜本的に見直す必要がある ◆避難計画の見直しに伴い、避難訓練の実施内容を見直す必要がある	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆見直された避難計画に基づく訓練実施を指導 【修正追加すべき対策】 ◆想定される津波到達時間までに避難ができるよう訓練を繰り返し実施するよう指導	社会福祉施設	指導・啓発・助言	被害想定の見直し（H23） 見直された被害想定に基づく訓練の実施を指導（H24～H26～） 【被害の見直しによる課題】 見直された被害想定で、津波到達までに避難ができない場合の対策 →【課題への対策】 ◆施設内に津波避難施設の整備 ◆高台への施設移転		◆地震発生時に速やかに安全な高台等に避難ができる	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～ 課 題 ～ 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	～ 対 策 ～ 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策	実施主体	県の関与	個々の取り組み H23	H24	H25	H26～	進捗状況	目指すべき姿	課名
6 県と社会福祉施設の連絡体制の構築	◆施設一覧を作成し、電話やFAX等により各施設に連絡し、注意喚起、被害状況の確認を行っている。	【これまでの課題】 ◆緊急時の連絡体制等の確保	【これまでの対策】 ◆沿岸部にある施設に津波への注意喚起及び被害状況の確認 【修正追加すべき対策】 ◆対象となる施設の位置図等台帳の作成 ◆迅速かつ災害時に確実に機能する連絡方法の確保(I－FAXの活用等)と訓練の実施	県	直接	台帳の作成 連絡手段の確保・通信訓練の実施				◆施設一覧を作成し、電話やＦＡＸによる連絡を実施 ◆施設の位置図及び津波警戒区域の施設一覧を作成	◆津波の警戒区域等にある施設の連絡先一覧の作成及び緊急時に連絡ができる体制の構築 ◆対象となる施設の位置図等台帳の作成 ※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 高齢者福祉班 障害保健福祉班 児童家庭班 ◆施設の被災状況把握体制の整備 ◆施設の被災状況の把握	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
		【新たに見えてきた課題】 ◆津波の警戒区域等にある施設利用者の安全の確保 ◆地震発生後に避難所に避難した施設との連絡体制の確保	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆緊急時に連絡ができる体制の確保(施設長の携帯番号の把握等) ◆各施設の避難所の把握	県	直接	施設に調査・確認 台帳の管理・随時修正						
7 社会福祉施設の耐震化	[高齢者施設] ◆養護・特養・ケアハウス・老健施設の耐震化率 94% 110/117施設(H23.3.31現在) ※23年度中に2施設が完了 [障害児・者施設] ◆障害児・者の入所施設の耐震化率 90.0% 27/30施設(H23.3.31現在) ※H23年度に入所型の全施設が完了 [児童養護施設] ◆児童養護施設等の耐震化率 63.6% 7／11施設(H23.3.31現在) ※H23年度に3施設が完了	[これまでの課題] ◆老朽施設の整備促進 ◆高齢者施設については、耐震化のみの整備は国の財政措置の対象になっていない。	[これまでの対策] ◆耐震化の未定の施設については、改築を要請	社会福祉施設	指導・助言	改築を要請				[高齢者施設] ◆完了１施設、工事着手済１施設 [障害児・者施設] ◆完了１施設、工事着手済２施設 [児童養護施設] ◆３施設が建築工事中であり、23年度中に完了予定。	◆全ての施設が耐震化による安全の確保 ※「南海地震対策行動計画」 項目7 高齢者関係施設 耐震化率100% 障害者関係施設 耐震化率100% 児童関係施設 耐震化率100%	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
		【新たに見えてきた課題】 ◆震災に伴う建築資材不足等により、耐震化整備工事の遅延が懸念される。 ◆耐震化に伴う移転改築を検討するに当たり、建設場所の再検討が望まれる場合がある。	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆基金の実施期限の延長について、国の提案・要望していく ◆工事の遅延が顕著な場合は、資材の優先確保や特別な措置について、国への提言を検討する。 ◆高齢者施設の耐震化の財政支援について、国への提言を検討する。	県	政策提言	国への提言・要望						
8 社会福祉施設のスプリンクラーの設置	[高齢者施設] ◆設置率(設置義務のある施設)91% 154/169施設(H23.3.31現在) [障害児・者施設] ◆設置率(設置義務のある施設)83% 入所施設 25/30(H23.3.31現在) [児童養護施設] ◆設置率(設置義務のある施設)100% 1/1施設	[これまでの課題] ◆高齢者施設において、設置義務のない小規模多機能型事業所や275㎡未満のグループホームについても、利用者の安全を確保する必要がある。 ◆障害者のグループホーム・ケアホームで設置義務のある施設(延床面積275㎡以上で重度の方が8割以上)はないが、重度の方が入居する可能性のあるケアホームは、火災発生時の入居者の安全を確保する必要がある	[これまでの対策] ◆設置義務のある施設について、基金を活用してSP整備を進める。 ◆設置義務のない施設について、補助対象となる施設は、基金や国庫補助事業により、SP整備を進めていく。	社会福祉施設	支援	基金を活用して設置支援 基金や補助事業を活用して設置支援	設置義務のある施設(入所)はSP設置が完了			[高齢者施設] ◆補助金交付決定10件(8月末) [障害児・者施設] ◆設置義務のある施設の状況 ・完了１施設 ・着手済３施設 ・準備中１施設 [児童養護施設] ◆全ての対象施設にSPの設置	◆全ての対象施設にSPの設置	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
			[修正追加すべき対策] ◆設置義務のない施設についても、基金を活用して整備が可能となるよう国への提言を検討する。	県	提言	国への提言・要望						
9 災害ボランティアセンターの立ち上げ	◆南海地震発生時に、各被災市町村が自力で災害ボランティアセンターを立ち上げ、円滑に運営できるよう、平成19年度から高知県ボランティア・NPOセンターが支援している。(平成22年度まで23市町村で実施、平成23年度 6市町村、平成24年度 5市町村で完了予定)	【これまでの課題】 ◆災害ボランティアセンターの設立・運営に関するノウハウの習得	【これまでの対策】 ◆センター運営の模擬訓練、スタッフ研修の実施 【修正追加すべき対策】 ◆被災地(東松島ボランティアセンター)への支援のための社協職員派遣による現場体験(実地研修)	県社協 市町村社協	支援	県社協によるセンターの設立・運営に関する市町村支援 被災地への県社協及び市町村社協職員の派遣	市町村(市町村社協)による災害ボランティアセンターの運営に関する継続的な支援			◆H23年度は5市町村(本山町、土佐町、大川村、室戸市、越知町)で9月以降に支援予定。 ◆被災地への県社協及び市町村社協職員派遣に係る旅費等の支援(6月補正対応 59人分) ◆県ボランティアNPOセンターが災害ボランティアセンターなどの調達物資や避難所・仮設住宅への支援見直し等を検討の上、県マニュアルの見直しをH23年度内に実施。H24年度以降、市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し検討を実施する。	◆各市町村での災害ボランティアセンターの速やかな設置と円滑な運営による、災害への迅速な対応 ※「南海地震対策行動計画」 項目63 ◆20市町村の体制づくりを支援 事業への補助 (平成23年度) ◆6市町の体制づくりを支援 事業への補助 (平成26年度) ※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 地域福祉政策班 ◆災害ボランティアセンターの支援	地域福祉政策課
		【新たに見えてきた課題】 ◆既に市町村が策定している災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県ボランティア・NPOセンターと連携した各市町村のマニュアル見直しの検討の支援	県社協 市町村社協	支援	東日本大震災を踏まえた県ボランティア・NPOセンターによる災害ボランティア活動支援マニュアルの見直し	各市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し検討の支援					

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～ 課 題 ～ 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	～ 対 策 ～ 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策	実施主体	県の関与	個々の取り組み H23	H24	H25	H26～	進捗状況	目指すべき姿	課名
10 避難者等のための食糧・飲料水等の備蓄促進	(市町村) ◆市町村では、災害発生後3日間までの対応ができるよう、飲料水、食糧等必要物資の備蓄を進めている。 ◆流通備蓄での対応も進めている。 ＜備蓄目標＞ ・H22年度に約117千人の避難者1日分の食糧・飲料水の確保(現物備蓄は、水:8.1%、食糧:16.3% H21.10現在) (県) ◆県では、震災発生後4日目以降の対応ができるよう、家屋損壊による避難者予測者数の1日分の飲料水、食糧の20%を確保するため、H22年度から5ヶ年をかけて段階的に購入する計画としている。 ◆県流通備蓄量 7事業所と協定締結済 計309千ﾘｯﾄﾙ ◆11市町村14箇所で県の備蓄物資を保管している。 ↓ ◆東日本大震災による被災地への支援により、現在、県及び市町村の備蓄がほとんどない状態。	【これまでの課題】 ◆市町村の備蓄が十分に進んでいない。	【これまでの対策】 ◆市町村への備蓄物資の確保の要請	市町村	啓発・助言	市町村への備蓄物資確保の要請	市町村における計画的な備蓄物資確保の推進			◆8/29の市町村に対する研修会において、備蓄物資の確保について要請予定	◆震災発生後において、十分な備蓄物資を確実かつ円滑に提供できる体制の確立 ※「南海地震対策行動計画」 項目43 ◆すべての市町村において南海地震発生直後1日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保(平成22年度) ◆県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進 ※「南海地震応急対策活動計画」 応急活動調整所 生活物資対策班 ◆調達・配送計画の修正 地域福祉部 地域福祉政策班 ◆災害救助用物資の給与 ◆協定に基づく物資の調達	地域福祉政策課
		【これまでの課題】 ◆県の備蓄物資の市町村への提供方法がマニュアル化されておらず、災害時の迅速な対応ができない可能性がある。	【これまでの対策】 ◆県の備蓄物資の提供方法のマニュアルの検討・整備	県	直接	南海地震対策等に関する市町村課題検討会における検討	マニュアルの整備			◆H23年度南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、市町村備蓄を協議テーマとして検討していく。		
		【これまでの課題】 ◆県の備蓄量が十分でない。特に東日本大震災において被災地へ支援物資を拠出した結果、ストックがない状況なので、早急な備蓄が必要。	【これまでの対策】 ◆H22より5ヶ年での計画的な備蓄を進める。 ◆流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。 【修正追加すべき対策】 ◆早急な備蓄物資の購入(H23年度分) ・H23年度に被災地に拠出した分の早期補充	県	直接	5ヶ年での計画的な備蓄物資の購入 飲料・食品会社等への働きかけ H23年度分の早期購入 H23不足分の早期補充	協定締結数の拡大			◆H23年度購入予定の備蓄物資については前倒しして発注済(9月末納入予定) ◆5年間の段階的な購入計画を見直し、今年度に目標量が確保出来るよう6月補正で対応済(飲料水は9月末、食料は11月末納入予定)		
		【新たに見えてきた課題】 ◆これまでの目標備蓄量や備蓄ルールが適正かどうかの検証、見直し。	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆東日本大震災の事例を研究・分析し、備蓄量や備蓄ルールなどについて見直しの検証及び市町村との協議を行う。	県	直接	事例の研究・分析	ルールの見直しの検討		市町村との協議	◆H23年度南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、市町村備蓄を協議テーマとして検討していく。		
		【新たに見えてきた課題】 ◆保管場所のうち、2箇所については、南海地震時には浸水区域内、3箇所については、浸水区域の付近であり、保管場所の点検が必要	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆浸水区域内の備蓄物資保管場所の再検討	県	直接	保管場所の点検・再検討	備蓄物資の移動・保管			◆備蓄物資保管場所を再検討。浸水区域外への保管を実施予定		
11 物資やボランティアの受け入れへの対応	◆高知県南海地震応急対策活動計画による受援対応業務の整理 ↓ ○災害対策本部が設置する「応急活動調整所・生活物資対策班」による生活物資(食料、飲料水、生活必需品等)の総合調整 【班の役割(受援対応業務)】 ・市町村要請のとりまとめ ・支援物資の確保 ・備蓄物資の配布 ・輸送手段の確保 ・広域物資拠点(国等からの支援物資の配送先)の運営 など	【これまでの課題】 ◆関係機関(市町村、事業所等)との連携 ◆高知県南海地震応急対策活動計画における受援対応業務の再点検	【これまでの対策】 ◆災害対策本部震災対策訓練への参加 【修正追加すべき対策】 ◆災害対策本部震災対策訓練のさらなる充実(シミュレーションなど) ◆高知県南海地震応急対策活動計画における対応の充実強化	県	直接	災害対策本部震災対策訓練への参加 南海地震応急対策活動計画による受援対応業務のシミュレーション	高知県南海地震応急対策活動計画における対応のさらなる充実(危機管理部と要調整)			◆災害対策本部震災対策訓練へ参加予定(H24.1頃) ◆H23年度南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、「避難場所」「備蓄」「広域連携」を協議テーマとして検討していく。	◆支援物資等の受入・流通体制及びボランティア等人的支援の受入体制などの総合的な受援体制の構築 ※「南海地震応急対策活動計画」 応急活動調整所 生活物資対策班 ◆市町村からの生活物資の支援要請に対する総合調整	地域福祉政策課
		【新たに見えてきた課題】 ◆災害発生後の物資の調達、受入、保管、輸送、配布等やボランティアの受入、マッチング等についての具体的な受援体制の検討	【新たに見えてきた課題への対応】 ◆庁内関係部局、県ボランティアNPOセンター等との連携体制の構築 ◆県外からの物資受入時における、保管場所から各避難所へのルートの確保及び配分する人員確保など、総合的な受援体制の構築	県 市町村 県社協 市町村社協 等	支援	現地報告等を基にした課題の整理 関係部局との協議 保管場所や避難場所ルートや動員可能な人員等についての整理	連携体制の確立 被害想定の見直しと連動した総合的な受援体制の検討・構築					

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～課題～ 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題 ／【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	～対策～ 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加 ／【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策	実施主体	県の関与	個々の取り組み H23	H24	H25	H26～	進捗状況	目指すべき姿	課名
12 避難所における聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援	◆県の養成事業による登録ボランティア等の把握 ・手話通訳者　83人 ・要約筆記者　170人 ・手話サークル　17団体(14市町村) ・要約筆記ボランティア　8団体(7市町村) ◆支援内容や方法について関係団体と協議 ◆聴覚障害者情報センターの開設(H23.4)により、手話・要約筆記ボランティア等の一元的な調整拠点が整備された	【これまでの課題】 ◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築	【これまでの対策】 ◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築 ・聴覚障害者協会との協議(課題整理)	県	直接	ボランティア登録・派遣要綱の作成				◆当事者及びボランティア団体との協議による課題整理	◆避難所等における手話等のボランティア派遣体制の確立による情報・コミュニケーション支援の保障 ※「南海地震対策行動計画」項目82 ◆平成23年度までに、手話や点訳等のボランティアの事前登録方法等の検討	障害保健福祉課
		【新たに見えてきた課題】 ◆避難所における要支援者の把握方法と必要な情報支援のための機器整備等 ◆県外など被災地以外からの通訳等ボランティアの受け入れ体制等の整備	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆避難所での支援方法の周知徹底及び機器整備への支援 ◆聴覚情報センターを中心とした被災時の支援受け入れ体制や全国組織等との連携方法の整理	県	直接	支援方法の周知 機器整備等への支援 支援受入れに関する課題整理 → 支援受入れに関する連携体制の確認・強化					◆避難所における情報保障の体制確立 ◆県外など被災地以外からの支援の受入れがスムーズに実施できる体制整備	
13 災害時のこころのケア対策の推進	◆「災害時のこころのケアマニュアル」を作成(H22.3) ◆災害時のこころのケア」従事者養成研修を開催(H23.1、46名出席)	【これまでの課題】 ◆こころのケアに携わる人材が必要	【これまでの対策】 ◆引き続いた各福祉保健所圏域での人材育成 【修正追加すべき対策】 ◆岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理と対応策の普及	県	直接	心のケアに携わる人材育成 課題整理 → 人材育成研修等への反映				◆心のケアチーム派遣 ・派遣期間 4/17～8/12 ・派遣人数等 24チーム・84人	◆すべての市町村の保健師等要援護者支援に携わる職員が災害時のこころのケアに関する基礎知識を習得する ◆各市町村でこころのケアができる体制づくり	障害保健福祉課
		◆こころのケアに対応する支援チームづくりができていない	【これまでの対策】 ◆精神保健福祉センター、高知大学等で構成する「心のケア支援チーム」の編成 【修正追加すべき対策】 ◆受援体制づくり ・岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理 ・体制づくりに向けた関係機関を交えた検討	県	直接	課題整理	心のケア支援チームの編成 災害時の精神科医療体制の確保 関係機関を交えた検討 → 受援体制づくり				◆災害時にも必要な人が精神科医療を受けられる体制の整備	
		【新たに見えてきた課題】 ◆「こころのケアマニュアル」の見直し	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆「こころのケアマニュアル」の見直しの検討 ・岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理 ・「心のケアマニュアル」の内容に修正が必要かどうかの検証	県	直接	課題整理	検証 → 検証結果をもとにした取組み				◆被災時に活用できるマニュアルの作成 ※「南海地震対策行動計画」項目46 ◆災害時こころのケアマニュアルの作成(平成22年度)・周知(平成23年度) ◆こころのケアに携わる人材育成 ※「南海地震応急対策活動計画」 地域福祉部 障害保健福祉班 ◆こころのケア支援チームの編成、派遣調整	
14 各種データのバックアップ	[高齢者福祉課関係] ◆事業所台帳管理システムのデータを1月に1回バックアップ(MO)し、課内の金庫に保管。 [障害保健福祉課関係] ◆障害者手帳交付システムのバックアップデータの保管対策ができていない [児童家庭課関係] ◆母子寡婦福祉基金償還金システムのデータを毎日バックアップ(MO)し、金庫に保管している	【これまでの課題】 ◆母子寡婦福祉資金償還システムについては、セキュリティ対策強化のため、移設の必要性を指摘されていた	【これまでの対策】 ◆23.10月情報政策課においてバックアップデータの一元化管理	県	直接	保管場所 → サーバの移設				◆11月にサーバ移設（情報政策課）予定	◆災害時にもデータ復旧が可能な仕組みの整備	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
		[新たに見えてきた課題] ◆庁舎が壊滅的な被害にあった場合を想定したデータ管理	[新たに見えてきた課題への対策] ◆バックアップデータの複数作成と分散補完の検討	県	直接	データの複数管理				◆月単位又は週単位でバックアップデータを作成 ・分散保管は検討中		